

誘導施設の設定

誘導施設とは、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導し、居住者の共同の福祉や利便性の向上が図れる、行政、教育、文化、医療、福祉、商業などの都市機能増進施設です。

設定された都市機能誘導区域内には、対象となる誘導施設が立地しており、地区の生活利便性を確保するために維持し続けることが求められる施設については、都市機能誘導区域外への立地の抑制を図るために設定します。

都市機能	都市機能増進施設（誘導施設）	誘導方針で位置付けた施設
介護福祉機能	・総合福祉センター ・入所施設、通所施設、訪問施設	○
医療機能	・病院・診療所	○
子育て機能	・子育て支援センター、幼・保・学童施設 ・小・中学校	○
行政機能	・市役所	○
商業機能	・スーパー（食品）、スーパー（専門） ・コンビニエンスストア	○
スポーツ・レクリエーション機能	・なまこ山総合体育館 ・勤労者体育センター、青年センター	○
教育・文化機能	・市民会館、図書館、百年記念館 ・高校	○
交通連結拠点機能	・JR駅舎	○

誘導施策

居住・都市機能を誘導するにあたり、本市の既存施策の活用のほか、ハード・ソフトの両面から総合的に検討し、各種施策に取り組みます。

居住に関する誘導施策	都市機能誘導区域における誘導施策
・市営住宅等の集約化と長寿命化	・公共施設の集約と更新による複合化
・空き地・空き家の有効活用	・芦別駅周辺及び道の駅周辺の拠点形成
・公共交通の確保	・近隣都市の都市機能との連携
・低未利用地の適正管理と有効活用	・国等の支援策を活用した機能誘導
・良質な住環境と地域コミュニティの形成	

評価指標の設定と評価方法

施策効果の観点から評価指標は3項目とします。

評価指標	現在値 (令和4年)	中間目標値 (令和14年)	目標値 (令和24年)
居住誘導区域の人口密度	14.8人/ha	14.8人/ha	14.8人/ha
居住誘導区域内における公営住宅の入居割合	66.4%	73.2%	80%
都市機能数	8機能	8機能	8機能

○評価方法

本計画は、20年後を見据えた計画ですが、PDCAサイクルの考え方に基づき、概ね5年毎に施策・事業の実施状況について調査、分析及び評価を行い、進捗状況や妥当性を精査、検討を行います。

芦別市立地適正化計画 概要版

計画期間：令和5年度～令和24年度

計画策定の必要性

本市における今後のまちづくりは、人口減少と高齢化が進む中、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境の実現や、財政面においても持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっています。

このような中、医療・福祉施設、商業施設や住宅等がまとまって立地し、公共交通によりこれら生活利便施設等にアクセスできるなど、公共交通と連携した「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方で対策を図るものとして、行政と住民が一体となったコンパクトなまちづくりを促進する立地適正化計画制度が創設されました。

このような状況を踏まえ、都市計画マスタープランに定めた都市像を実現するため、特にコンパクトなまちづくりに関する部分について具体的な取り組みを示す「芦別市立地適正化計画」を策定します。

本市の現状と課題

人口

- ・大幅な人口の減少と少子高齢化
- ・地域産業の担い手や後継者不足

土地利用

- ・良好な土地利用の形成
- ・空き家の増加から有効活用に向けた対策

都市交通

- ・高齢者等に利便性の良い移動手段の確保
- ・各拠点を結ぶ公共交通の運行

都市機能

- ・生活利便施設による生活サービスの提供
- ・公共施設の合理化や適切な施設の集約・統合と維持

防災

- ・近年の多様化する災害への対応と避難路や場所の確保
- ・安全安心な生活基盤の実現に向けたコンパクトな居住地域の形成

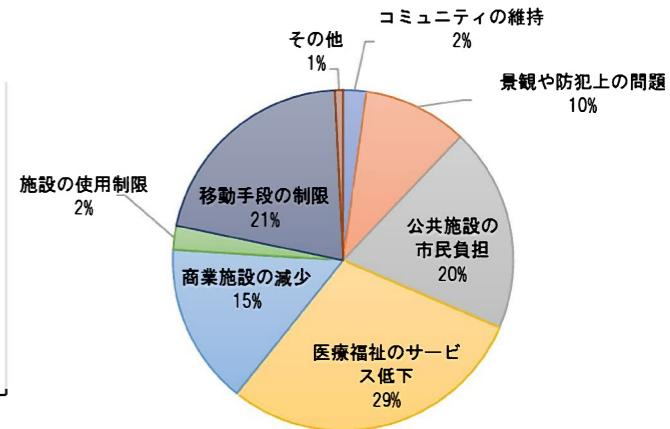
財政

- ・地域経済の低迷や人口減少に伴う歳入の減少
- ・限られた財源の有効活用による持続可能な財政運営

【将来の人口推計】



【今後生活する上の不安】



※ 第6次芦別市総合計画の人口指標

立地適正化に関する基本的な方針

【都市計画マスターplanの将来都市像】

みんなで築く 豊かで住みよい 人と文化の輝くまち

【計画の基本コンセプト】

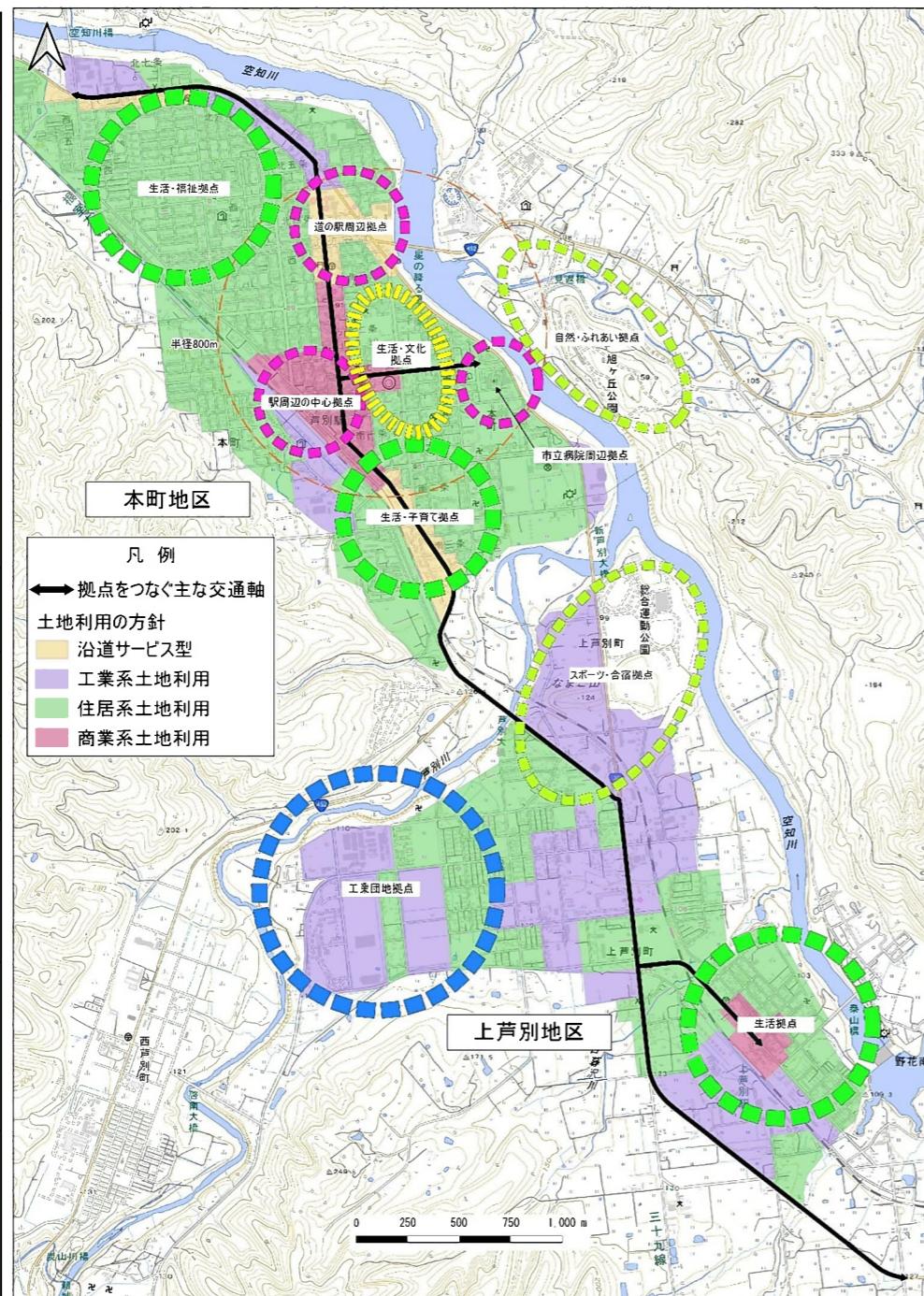
既存ストックを有効活用したコンパクトな住環境づくり

【誘導方針】

- ・既存都市機能を有効活用した拠点づくり
- ・安全・安心に暮らせる住環境づくり

本市の目指す将来の都市構造として、主要な拠点を以下に示します。

分類	拠 点
サービス拠点	道の駅周辺拠点
	芦別駅中心拠点
	市立病院周辺拠点
公共施設	生活・文化拠点
生活拠点	生活・福祉拠点
	生活・子育て拠点
	生活拠点
産業拠点	工業団地拠点
スポーツ・レクリエーション拠点	自然・ふれあい拠点
	スポーツ・合宿拠点



居住誘導区域と都市機能誘導区域の設定

居住誘導区域

本町地区 264ha
上芦別地区 35ha

人口減少のなかでも一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域であり、人口や土地利用、交通や財政、災害リスクの現状及び将来の見通しを勘案したうえで、都市経営が効率的に行われるよう設定します。

都市機能誘導区域

100ha

日常生活に必要な医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、居住誘導区域への各種サービスの効率的な提供を図る区域として、原則居住誘導区域内に設定します。

